

# いじめは看過できない国家的課題

後を絶たぬ凶悪・陰湿な事件



清原 淳平  
(岡・協和協会常務理事)

## 社会全体にわたる病理現象に因

九月十八日に鹿児島県知覧町の中学生男子生徒が「いじめ」を苦に自殺、同三十日には遺書でいじめを名指しされていた生徒の父親が自殺した。なんとも救いのない死であり、繰り返される悲劇に暗たんたる思いである。

もはや「学校内の事件」では済まされない。日本の社会全体にわたる病理現象なのだ。単に文部省や教育委員会に委ねる問題ではない。日本民族の存亡に関わ

る重大事であり、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

私ども「協和協会」並びに「時代を刷新する会」が連名で、「いじめ問題は、教育の破滅に関わる国家の重要課題として、徹底した対策に取り組んで頂きたい要請」を文相に、「暴行・脅迫・恐喝を伴う残忍ないじめにより、死なしい自殺に到らしめた加害少年に対し、少年法等改正して、処罰・処分を強化して頂きたい要請」を法相に今年二月、それぞれ提出するとともに、関係方面に強く働きか

けている所以である。

続発するいじめ事件は、まさに子供の心、そして国民の精神面が病んでいる証拠である。国も昭和五十八年～六十年にかけてのいじめ頻発に際して、文部省の諮問機関が緊急提言を行い、それに基づきいろいろ指導もしているが、一向に後を絶たない。

むしろ件数も増え、態様も凶悪・陰湿化し、いじめによる自殺者も増えてきている。すなわち、平成七年一月～十月の間、全国の警察がいじめに起因する事件

で補導した少女は三百七十人と前年同期比六〇・二％増。また、この間、警察が立件するなどの処理をしたいいじめ事件は、同八四・八％増の百二十二件で過去五年間の最多である。

さらに憂慮すべきは、いじめが原因と推定される自殺が、前年の二倍以上となっており、最近も続発している現実だ。知覧町の自殺生徒の遺書に「死んで、きさまらをのろってやる。おれが死ねばいじめはかいけつする」とあるが、その以前にも「このままじゃ生き地獄になっちゃうよ」「おまえらに殺されたも同じだ」等々と書き遺している。

私どもは、子供たちのこうした悲痛な叫びを反響し、いじめが二度と起こらないようにする義務がある。往々にして、「うちの子に限って」「うちの学校に限って」と考えがちだが、決して特別のケースではない。

いじめ現象は、教育現場の荒廃、教育行政の硬直化ばかりでなく、家庭の崩壊や生活環境の俗悪化、マスコミの及ぼす

影響など、わが国全般にわたる社会病理現象から発生していることを十分に認識し、今こそ抜本的な対策を立てねばならない時である。

## 臨床的措置だけでは解決困難

悲惨ないじめを起こさないためには、第一にいじめの兆候を見落とさないことだ。担任教師によるいじめ発見の端緒は三％で、全体の三分の一に過ぎない。確かに教師や親の目の届かない所で行われることが多く、一見仲良しグループのようにカムフラージュされている場合もあって分かりにくい。

しかし、いじめられている子供は、身体、服装、行動などに変化が現れる。無言のサインを出しているのだ。例えば、①遅刻、早退、欠席の増加②交友関係の変化③衣服の汚れや身体の傷④口数が少なく落ち込んでいる⑤家からお金や物がなくなる。

——などで、こうした変化は常に子供たちに目を向け、心して見ていないと発

見できない。教師や親、周囲は、悩みや悲しみを捉える感性を持ち、いじめの潜在性・陰湿性に配慮し、積極的にいじめを捜すくらいの気持が必要だ。

いじめは多くの場合、五～六人程度の集団で行われる。集団は、リーダーを中心に同調者によって形成されており、これらの生徒は学校生活の中で、遊離感・阻害感を持ち、うつ積した不満を抑制することができず、それを発散するためいじめに走る。

そこで教師は、問題児に対しても触れ合いの機会を多くつくり、心を開いて会話をするとともに、いじめの訴えを受けた折には、担任だけで抱え込まないで教師間の情報交換を密にし、学級、学年、学校全体へと発展させて、子供の意識を変えるよう努力せねばならない。

もとより父母の責任も重い。人間は生まれて最初に家庭という集団に属し、人格形成の第一のステップとして親のしつけにより、基本的な道徳を身につける。両親との対話が豊かであるかどうか、

子供の成長に大きく影響し人格を決定づける。

その家庭だが、核家族化、少子化、女性の社会進出や離婚の増加、家族の個人化傾向といった風潮も加わって、やせ細るばかりである。親たちは自分の価値観の座標軸を持たず、どうしつけ、何をどう教えたらいいか、悩んでいる。

文部省の調査によると、家庭のしつけにおける五歳児での基本的な生活習慣の体得比較は、米国、英国が九割なのに對し、日本は六割。対象六か国中、最低である。

また、日本では主に母親がしつけに当たる四七%、父親は四%に過ぎず、父親との接触時間も六か国中最低のわずか三・三時間である。子供のしつけについて父親の果たす役割は極めて大きい。日本は父親不在の家庭である。「父親よ家庭に帰れ」の政策を進める必要がある。

いじめ事件は、個別的に見れば加害者と被害者の関係であるが、今日の社会のあり方と深く関連している。軽薄な文化

情を受け入れる豊かな感性を持つことが必須である。

そこから子供は何を考え、何を求めているのか、どうしてそのような行動をとるのかを踏まえて、指導の手立てを講ずることが大切なのだ。そのために国は、「読み書き計算」を教えるのみにとどまらず、子供たちの相談にものってやれるカウンセラー的教師を育成し、現職研修の場においても、そうした方向の指導強化を念願している。

いじめ対策は、これまで述べてきたとおり、もはや理念や美辞を並べた訓令や通達では取捨できない。抜本的改革、それも子供たちの精神面についての教育が必要である。

今日、子供たちの精神面の荒廃は、一刻の猶予もならない事態にきている。今や国家的課題として、朝野をあげて精神面の立て直しにからねばならない。難しい理屈はいらない。要は、人間形成で最も大事な「人間いかに生きるべきか」の指導が十分行われればよい。

が蔓延し、倫理観が希薄となり、道徳や正義が死語となりつつあるような世相。これが子供の暴力やいじめなどの生活行動に、深刻な影響を与えていることは否定できない。

古来、物質的繁栄の中に精神性を失った民族は、衰退の道を歩んだ。歴史の教えるとおりである。社会の歪みを正し、子供たちが未来に希望を抱ける社会づくりに、英知をしぼって取り組まねばならない。単に、臨床的な指導だけでは解決が困難なところになっていくことを、認識するべきである。

### 猶予ならない精神面の荒廃

そうした認識に立って、文部省、各地の教育行政に携わる教育委員会には、早急に対策を講じてもらいたい。その意味で、以下に、いくつかの当面する対策を進言する。

まず、地域ごとに「いじめ一〇番」を設け、その存在を子供たちに知らしめることである。すでに一部地域で、かな

私どもは、本来の道徳教育は、善に対する心の訓練であって、つまり社会生活の中で、やるべきことと、やってはいけないことの規律を教え、人間としての生き方についての自覚を深めるための教育であると考えている。

一部の教職員たちも、いつまでも昔の道徳教育のイメージにこだわらず、また文部省も、そうした新しい理念に基づくものであることを明らかにして、反対者の危惧を払拭すべきである。

最後に、残忍ないじめにより死なしいし自殺に到らした被害少年に対する処罰・処分の強化に触れておきたい。具体的には少年法等の改正であるが、すでに世界のすう勢は、少年犯罪の質の変化に伴い、応報主義に立ち戻りつつあるのだ。

わが国でも近年、少年による刑法犯に該当する事件が年間十数万件と増えてきており、しかも集団的な恐喝・強盗などの凶悪事件が増加している。少年の発育度も早く、加害少年への対処も、昔とは同列に論じられない現実を直視しなければ

りの成果をあげている例もあるので、よりきめ細かく教育委員会・教師・親・ボランティアなどで組織する「いじめ一〇番」を設け、その存在を周知徹底させる。誰にもいえず一人悩んでいる子供にとって、身近な「相談相手」になるはずである。

次に、そうした訴えを正しく合理的に処理するシステムとして「いじめ問題協議会」を設置する。いじめの解決には、立場による認識の違いの調整、情報の交換、協力関係の調整、防止対策の協議など、さまざまな問題があるので、複合的な機関が欠かせないと考える。

「いじめ問題協議会」は、区・市・町村ごとに設置し、その組織員は、学校、家庭、行政、学識経験者、警察・福祉関係、青少年保護育成団体などから選ばれることが望ましい。

さらに教師の資質・能力の向上と、カウンセラー的教師の育成があげられる。子供の心を開かせ、喜びや悲しみ、悩みを知るためには、教師が、このような心

ばならない。

これまで少年に対しては、その未熟さ故に応報的な刑罰を課すべきではなく、教育的・矯正的な措置がふさわしいとされてきた。しかし、今では成人と少年との犯罪の区別が難しくなっている。

そのため諸外国でも、少年に対する処罰を強化しており、例えば米国では、全米五十州のうち三十八州に死刑制度があるが、うち十六歳以上が二十一州を教えるほどである。

対するにわが国の少年法は、なお旧来の考え方に立って加害少年を保護する觀念に固執しているので、被害少年がやらせられたの反面、加害少年はむしろ法により守られているとの印象が強く、処罰が均衡を欠いて軽く、国民感情も納得できないでいるのが実情だ。私どもは、検察官と弁護士との対審構造、適用下限の引き下げ、専門検察官の増員など、凶悪化・陰湿化する少年犯罪の質の変化を考慮し、少年法の内容見直しを提唱するものである。

(談・文責在記者)